日医発第203号(保険) 令和 6 年 4 月 17 日

都道府県医師会長 殿



日本医師会長松 本 吉 郎 (公印省略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等の一部改正等について

令和6年3月29日付け令和6年厚生労働省告示第154号をもって療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正され、令和6年4月1日より適用とされたところですが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、 医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

# 1 掲示事項等告示の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、掲示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

### 2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己 注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入 器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

- 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について
- (1) アドトラーザ皮下注 150mg シリンジ
  - ①本製剤はトラロキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第59号)医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
  - ②本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- 4 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
- ② 別添3区分01(5)イ中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤 及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤 及びトラロキヌマブ製剤」を加える。

# (添付資料)

- 1. 官報(令6.3.29 号外第80号抜粋)
- 2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について

(令 6.3.29 保医発 0329 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

# (参考資料)

トラロキヌマブ製剤の在宅自己注射等について

(日本医師会医療保険課)

○厚生労働省告示第百五十四号

製剤、ブプレノルフィン製剤、

一条

事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。 年厚生省告示第十四号)第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示 **令和六年三月二十九日** 

厚生労働大臣

武見

敬三

(傍線部分は改正部分)

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

が投与することができる注射薬

厚生労働大臣が定める注射薬等

改

IE

後

療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医

官

ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、

ソ

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激

**え型血液凝固第皿因子製剤、乾燥人血液凝固第以因子製剤、** 

遺伝子組換え型血液凝固第以因

濃縮人血液凝固第X因子加活性化第四因子製剤、乾燥人血液凝固第皿因子製剤、遺伝子組換

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第四因子製剤、

ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 リズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤 ター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製 製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベー ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ 用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダー スルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ ルファ製剤、アガルシダーゼ サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ 乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリ プラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、 アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコ ドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ(アルファ製剤、 ムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチパント製剤、 ン様ペプチド―1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム **チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボ** 「遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ ア ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュル アルファ製剤、ガルスル オゾラ

略)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣が定める注射薬等

改

正

前

が投与することができる注射薬 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医

用水 (本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、 合に限る。)、プロスタグランジン I2製剤、 して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場 る患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行ってい 製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド―1 マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、 子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、 **え型血液凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅳ因子製剤、** 濃縮人血液凝固第X因子加活性化第四因子製剤、乾燥人血液凝固第皿因子製剤、遺伝子組換 (在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対 在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第四因子製剤、 モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、 遺伝子組換え型血液凝固第区因 ソ

用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペ

合に限る。)、プロスタグランジン Ⅰ2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、 して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場 剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対 る患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止

受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行ってい

液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流

ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド―1

乳剤、 プラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾ アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコ 剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボ ター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製 製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベー ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ 用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 ファーゼ製剤、セベリパーゼ
アルファ製剤、ベラグルセラーゼ スルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ ルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ 製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ ア サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、 ラリズマブ製剤 ン様ペプチド―1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム パ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリ パビナフスプーアルファ製剤、 アルファ製剤、ラロニダー アルファ製剤、ガルスル アルファ製剤、 イデュル

(傍線部分は改正部分)

官

オゾラリズマブ製剤

トラロキヌマブ製剤

別表第九

人器用注射針加算に規定する注射薬

改

ウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻 リズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤及びノル 用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリ グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン ター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製 製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1―インアクチベー ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 ファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダー スルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ ルファ製剤、アガルシダーゼ サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪 ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン 酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っ コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩 アドレナリン製剤 ブラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラ ン様ペプチド―1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム ムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、 マブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮 オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、 使用する場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、 アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコ **ヶパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、 ー注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対** (在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボ 遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ ア セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリ **15遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル** ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュル セルトリズマブペゴル製剤、トシリズ アルファ製剤、ガルスル

製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベー 乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリ 使用する場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリ グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン リズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤 プラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、 アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコ ドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ(アルファ製剤) 剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボ ター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、 メトトレキサート製 ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ 用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 ファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダー スルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ ルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ 製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ ン様ペプチド―1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、 して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪 下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対 マブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮 オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズ ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン 酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っ コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩 ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス 害剤、H遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル ウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻 (在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラ

アルファ製剤、ガルスル アルファ製剤、イデュル

ア

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第三条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号) の一部を次の表のように改正する。

略

在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、 正 後 持続血糖測定器加算及び注 別表第九 入器用注射針加算に規定する注射薬 オゾラリズマブ製剤 改 前

(傍線部分は改正部分)

在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注

(削る) 略

群馬県

(旧勢多郡黒保根村の区域に限る。)

限る。) 桐生市 の下欄に掲げる区域とする。

都道府県

区

第一号イ2)の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項

改

Œ

後

改

正

前

官

千葉県

香取市

(旧香取郡山田町の区域に限る。)

限る。)

長生郡長南町

夷隅郡大多喜町

略

山梨県

山梨市

(旧東山梨郡牧丘町及び旧同郡三富村の区域に限る。)

郡市川三郷町

南巨摩郡富士川町

石川県

略)

略

兵庫県

南あわじ市 に限る。)

(沼島の区域に限る。)

佐用郡佐用町

京都府

南丹市

相楽郡笠置町

同郡和東町

略)

静岡県

熱海市

(初島の区域に限る。)

榛原郡川根本町

川町

同郡身延町

同郡南部町

略

令和六年三月二十九日

# 附 則

(適用期日)

2

(特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正) この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和六年六月一日から適用する。

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和六年厚生労働省告示第五十九号)別表第九の改正規定中「オゾラリズマブ製剤」を「オゾラリズマブ製剤」に改める。

るこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ②の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。 省告示第二百七十三号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同号口に規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ⑵の事業主に対す 〇厚生労働省告示第百五十五号 雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号)第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域(平成十九年厚生労働

厚生労働大臣 武見 敬三 (傍線部分は改正部分)

	の下欄に掲げ	の下欄に掲げる区域とする。
域	都道府県	区域
	(略)	
	栃木県	塩谷郡塩谷町
《に限る。) みどり市(旧勢多郡東村の区域に	(新設)	
	(略)	
(多喜町) いすみ市(旧夷隅郡夷隅町の区域に	千葉県	限る。) 山武郡九十九里町 長生郡長南町 夷隅郡大多喜町 香取市(旧香取郡山田町の区域に限る。) いすみ市(旧夷隅郡夷隅町の区域に
	(略)	
	石川県	(略)
7(旧南巨摩郡鰍沢町の区域に限る。) 同郡早同郡三富村の区域に限る。) 甲州市 西八代	(新設)	
原郡川根本町	静岡県	熱海市(初島の区域に限る。)
	(略)	
一一同郡南山城村 船井郡京丹波町	京都府	南丹市 船并郡京丹波町
	(略)	
宍粟市 たつの市 (旧揖保郡新宮町の区域	兵庫県	南あわじ市(沼島の区域に限る。)
	***************************************	

第一号イ2)の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち司表 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項

	, t	都道府県	下欄に掲げる
域		区	る区域とする。
	THE TAXABLE STATE OF THE PROPERTY OF THE PROPE	域	

	THE PROJECT OF THE PR		
	域	区	道府県
		(個に掲げる区域とする。)	保に掲げ
1	2011年に対ける者道序県の区域のごを同志	(20 厚生学値プ目式指気でを対域に	(2)

保医発 0 3 2 9 第 4 号 令 和 6 年 3 月 2 9 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)及び特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)が令和6年厚生労働省告示第154号をもって改正され、令和6年4月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

# 1 掲示事項等告示の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、掲示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

# 2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

- 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について アドトラーザ皮下注 150mg シリンジ
  - ① 本製剤はトラロキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
  - ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在 宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及 び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

# 4 関係通知の一部改正について

- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)の一部を次のように改正する。
  - ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
  - ② 別添3区分01(5)イ中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤 及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
  - ③ 別添3別表2中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤」に改める。
  - ④ 別添3別表3中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤」を加える。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

改正後

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液 凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子 製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固 第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子 抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激 ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹 膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンア ルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、 モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン 様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工 腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I。製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス 別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療 第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

行

現

### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液 凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子 製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固 第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子 抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激 ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹 膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンア ルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、 モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン 様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工 腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I。製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナ トリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロト ンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、 メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラ ミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・ L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチ ン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパ リンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペ ゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト 製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質 製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボ ロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ 製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、 イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容 体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウ ム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ 製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製 剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製 剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼーアルファ製剤、ガ ルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナ トリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロト ンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、 メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラ ミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・ L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチ ン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパ リンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペ ゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト 製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質 製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボ ロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ 製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、 イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容 体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウ ム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ 製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製 剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製 剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼーアルファ製剤、ガ ルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

 $(2)\sim(6)$  (略)

別添3

区分01 調剤料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥洗剤、乾燥洗剤、乾燥洗剤、乾燥、水凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固子製剤、乾燥、水凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤

 $(2)\sim(6)$  (略)

別添3

区分01 調剤料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥洗縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続 **携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輪液、性腺刺激** ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ 一形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒ トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生 理食塩水、プロスタグランジン I 2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エ タネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプ タン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、 オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウ ム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサ メタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトン ポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、 メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポ ラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロ ポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製 剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセル トリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、 アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホター

第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続 携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ 一形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒ トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生 理食塩水、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エ タネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプ タン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、 オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウ ム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサ メタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトン ポンプ阻害剤、Hっ遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、 メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポ ラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロ ポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製 剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセル トリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、 アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホター

ゼーアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキ ヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、 エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピ ルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカ ゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルフ ァ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ ア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、 エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベ リパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプ ラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマ ネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメ キズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペ グバリアーゼ製剤、パビナフスプーアルファ製剤、アバルグルコ シダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、 ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマ ブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌ マブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、

ゼーアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキー ヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、 エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピ ルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカ ゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルフ ァ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ ア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、 エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベ リパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプ ラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマ ネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメ キズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペ グバリアーゼ製剤、パビナフスプーアルファ製剤、アバルグルコ シダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、 ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマ ブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒ

「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ~オ (略)

(6)~(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴ

ドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かっ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ~オ (略)

(6)~(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴ

ニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグ ビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノ アンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ リムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブ ペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタ セプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製 剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因 子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製 剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ ブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製 剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾 燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトト レキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホス レボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、 ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマ ブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤の自己注 射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

ニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグ ビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノ アンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ リムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブ ペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタ セプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製 剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因 子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製 剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ ブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製 剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾 燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトト レキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホス レボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、 ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマ ブ製剤及びオゾラリズマブ製剤の自己注射のために用いるディ スポーザブル注射器(針を含む。)

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」の別表のIに規定されている特定保険医療材料

#### 別表3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

#### 別表3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カプラシズマブ製剤

濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カプラシズマブ製剤

濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

ラナデルマブ製剤

ネモリズマブ製剤

ペグセタコプラン製剤

ジルコプランナトリウム製剤

コンシズマブ製剤

テゼペルマブ製剤

オゾラリズマブ製剤

トラロキヌマブ製剤

ラナデルマブ製剤

ネモリズマブ製剤

ペグセタコプラン製剤

ジルコプランナトリウム製剤

コンシズマブ製剤

テゼペルマブ製剤

オゾラリズマブ製剤

(新設)

# トラロキヌマブ製剤の在宅自己注射等について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、「既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎」を効能・効果とする「トラロキヌマブ(遺伝子組換え)」(アドトラーザ皮下注 150mg シリンジ)については、在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とすることが令和 6 年 3 月 13 日の中医協総会にて了承された。

これを受け、令和6年3月29日付け厚生労働省告示第154号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部 改正されるとともに、同日付け保医発0329第4号厚生労働省保険局医療課長通知により本件に関する留意事項が示された。

#### (1)令和6年3月29日付け厚生労働省告示第154号による掲示事項等告示(平成18年厚生労働省告示第107号)の改正

#### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することがで きる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X 因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液 場固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子 抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン 誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅 中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、 抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド—1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎 |臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、 血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、牛理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用 する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグラン ジン I2 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりそ の溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製 剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2 遮断剤、 カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトク ロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウ ム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜 灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在宅血 液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、テリ パラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製 剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4 処理酸性人免 疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使 用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、 エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ 製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製 剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド―1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリ ウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガ ルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ ア ルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために 使用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、 ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カ プラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に 限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコ シダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウ ム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

※改正箇所下線部

# (2) 令和6年3月29日付け保医発0329第4号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 の改正

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

(略)

<u>、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤</u>

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会医療保険課)